

第173回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成27年3月10日(火)
午後1時30分～午後2時20分
場 所 群馬県庁7階 審議会室

第173回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成27年3月10日(水) 午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所 群馬県庁 7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、小林 享、小山 洋
越智繁雄(代理 信田啓貴)、末松広行(代理 鎌田敏一)
宮前鍬十郎、岩井 均、あべともよ、高田勝浩、金井康夫
柴田正夫(代理 真下三起也)
- 4 欠席委員 日垣由美
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、大塚次長
- 6 議案
 - 第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・5・81号笛木通り線)について
 - 第2号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・2号高崎駅西口線)について
 - 第3号議案 伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更(伊勢崎宮郷工業団地)について
 - 第4号議案 蕨塚都市計画道路の変更(太田蕨塚線)について
 - 第5号議案 館林都市計画道路の変更(北部幹線)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第173回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

お待たせいたしました。ただ今から、第一七三回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は、十五名でございますが、現在十四名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数二分の一以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(丸山会長)

本日は、第一七三回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、年度末にお忙しいところ、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が五件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は幹事からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人二名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。原田委員と堀越委員をお願いいたします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

そういうことでですので、いずれの議案も公開ということでよろしゅうございます。

か。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議もないようですので、いずれの議案も公開いたします。事務局の提案どおりといたします。傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が二名、報道関係者が一名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(しばらく様子を見る、写真撮影が終わったら)

(丸山会長)

ただ今から、議案の審議を行います。

第一号議案「高崎都市計画道路の変更（3・5・81号笛木通り線）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第1号議案 高崎都市計画道路の変更（3・5・81号笛木通り線）について

(事務局)

それではまず始めに、第1号議案「高崎都市計画道路 3・5・81号笛木通り線の変更について」ご説明いたします。

それでは、添付図面の図1又はスクリーンを御覧下さい。都市計画道路3・5・81号笛木通り線の位置をご説明いたします。笛木通り線はJR高崎線の第2藤岡踏切を起点として、産業道路との交差点を終点とする延長約780m、基本幅員12mの都市計画道路で、県道名としましては主要地方道藤岡大胡線となっております。今回の変更は図の赤色で示した区間：延長約330mになります。

添付図面の図-2計画図 又は スクリーンを御覧下さい。計画図により変更内容をご説明いたします。すでに都市計画決定通りに施工が完了していて、計画を変更しない区間

を青色で示しています。一方、変更する区間については、変更前の計画を黄色で、変更後
を赤色で示しました。

笛木通り線は、昭和30年に都市計画決定を行い、昭和62年度に国道17号から新町
郵便局まで、平成8年度に新町支所入口交差点から産業道路と呼んでいる岩倉橋下戸
塚線まで整備しております。

今回変更する区間である新町郵便局前交差点から新町支所入口交差点までの区間約32
8mが、未整備となっております。

スクリーンをご覧ください。これは未整備区間の現在の状況です。この区間は、道路の
幅員が約7mと狭く、歩道がない状況となっております。昨年6月24日（平日：火曜
日）に12時間（朝7時～夜7時まで）の歩行者・自転車の交通量調査を行った結果、歩
行者117人、自転車186台が通行していることが分かりました。

笛木通り線と同じように駅に近く、JR倉賀野駅に通じる一般県道金井倉賀野停車場線
の歩行者（12時間）数は74人、自転車台数は312台であり、笛木通り線は歩行者の
比率がやや高い傾向にあります（H22センサス）。

このように道路の幅員が狭く歩道もないため、歩行者・自転車の安全な通行に支障をき
たしていることから、住民の皆様から強く整備が望まれている所でございます。

添付図面の図2計画図又はスクリーンを御覧下さい。変更前の笛木通り線の計画線につ
いて、ご説明いたします。

変更前は、新町郵便局付近では現道の南側に拡幅し、多くの墓地のある浄泉寺の敷地を
通り、新町支所入口交差点までは、現道の北側に拡幅する計画となっております。

浄泉寺の墓地について平成16年に土地の権利関係を確認した所、52名の共有地とな
っていることが判明しました。この調査で墓地の共有地権者は既に全員死亡しており、そ
のうち45名の相続人の合計が288名となっており、残りの7名の相続人は不明であるこ
とが判明しました。

現在では、相続人の範囲が広がっていること、また、7名の相続人不明者の権利を承継
する者の調査も非常に困難を極めるものと思われ、事業の長期化が予想されました。

スクリーンをご覧ください。これは笛木通り線周辺の公共機関の立地状況でございます。
近くに小中学校、郵便局や公民館などの公共機関が多数あることから歩行者等の通行量
が多いものと考えられます。一方、高崎市都市計画マスタープランの新町地域におけるまち
づくりの方針は、新町駅を中心とした、歩いて暮せるコンパクトシティの実現を目標とし
ております。

こうしたことから、笛木通り線の歩行者・自転車の安心・安全な通行を確保し、新町
地域の暮らしを支える人にやさしい円滑な道路交通ネットワークを早期に確立する必要が
あり、事業効果を速やかに進展させることが最も重要であると考え、事業の早期着工が可
能となるよう、地元のみなさんとも協議し、道路構造令の規定の範囲内で、墓地のある浄
泉寺を避ける道路線形を検討することといたしました。

添付図面の図2計画図又はスクリーンを御覧下さい。まず、線形の変更内容についてご
説明いたします。赤い線で示しているのが、変更後の計画線になります。新町郵便局交
差点部以外は現道の線に沿って南側は拡幅せず、北側に拡幅する線形に変更を行って
おります。この線形の変更により、総延長が780mから790mに変更になります。

なお、この変更にともない道路の曲線がややきつくなりますが、安定して自動車を運転するために必要となる最小曲線半径の望ましい値である100m以上の曲線半径は確保しております。

添付図面の図3横断図又はスクリーンを御覧下さい。道路幅員の変更内容についてご説明いたします。スクリーンには、イメージしやすいように人や自動車などを配置した道路横断図を表示しています。

変更前は、道路構造令の旧基準により歩行者のすれ違いを可能とした幅と最低限の植樹帯の幅を確保し幅員12mで決定していましたが、歩行者・自転車のより安全な通行空間を確保するため、1.5mの歩道幅員を現在の道路構造令で定める自転車歩行者道の幅員3mとします。

また、車道部の幅員は変更いたしません。植樹帯は標識等の路上施設を設ける幅を含めるため1mから1.5mに変更します。この結果、道路の幅員は12mから16mに変更となります。

次に図4またはスクリーンをご覧ください。笛木通り線の変更については、公聴会を平成26年11月28日に予定しましたが、公述申し出はありませんでした。

その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を平成27年1月9日から1月23日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元高崎市長からは2月20日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました第1号議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(小林委員)

ご説明で線形を変えざるを得なかったのは分かるんですね。お寺さんの地権者の方がいっぱいいて、速やかに事業をやりたいのは分かるんですけど、平面線形がどう見ても。先ほど説明で従前の緩和曲線の方がね、形としては良いわけですけども、S字型に平面線形回っていますよね。お寺さんの方は先ほどの説明で理解できるんですけど、東側の方のそこですね、だからスーッと緩和曲線でグッと持って来た方が。

(事務局)

ご説明させていただきます。ご質問はここのカーブについては、この浄泉寺を避けるというのはご理解いただけたということでございますけども、ここを真っ直ぐこちらに向かって持っていった方がというご質問だと思うんですけど、今回こちらが避ける。ここについては現道がこの線になっております。この現道の線を有効に利用することもある程度考えながら、出来るだけ北側の住宅地、住宅環境もですね維持しながら、出来るだけ公共施設を利用し線形を入れているという様な考えで。基本的に道路構造例の安全性については確保した形で入れてございますので、確かに元から見るとこういった様子になりますので、そういう意味では今までよりは悪い線形にはなりますが、安全性の面についてはしっかり

確保した形で線形は考えてるという所でございます。

(小林委員)

見通しが随分悪くなるんじゃないかと思うんですね。西側の部分。

(事務局)

その辺の市街地へ向かう四市の道路となっておりますが、そういった中で当然視況の話ですとか、それは道路構造例の中で謳われている理想的な半径100mという所を確保しながら、線形は変更させていただいてる所でございます。

(丸山会長)

他にいかがでしょうか。

それではご質問無いようですので、本案について伺います。本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第二号議案「高崎都市計画道路の変更(3・3・2号高崎駅西口線)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第2号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・2号高崎駅西口線)について

(事務局)

それでは、第2号議案「高崎都市計画道路 3・3・2号高崎駅西口線 の変更について」ご説明いたします。

添付図面の図5又はスクリーンを御覧下さい。都市計画道路3・3・2号高崎駅西口線の位置をご説明します。

高崎駅西口線は高崎駅西口駅前広場を起点とし、主要地方道高崎・渋川線と交差し、主要地方道藤木・高崎線へ至る、延長880m、基本幅員28m、4車線の路線で、県道名としましては、主要地方道高崎停車場線となっております。

今回の変更は図の赤色でお示した区間：高崎駅西口のペデストリアンデッキになります。青色の区間は、変更をしない区間を示しております。

添付図面の図6計画図又はスクリーンを御覧下さい。計画図により変更内容を説明します。

変更前を黄色で、変更後を赤色でお示いたしました。西口のペデストリアンデッキは、高崎駅を中心としたまちづくり計画にあわせ、交通結節機能や広場機能の充実を図るため、平成3年度に建設に着手し、翌年の平成4年5月に供用開始された施設でございます。

建設から22年が経過し、駅周辺の開発も進み、都市環境も変化してまいりました。こ

のたび、西口駅前に青色でお示した、大型商業施設の出店が決まり、多くの来訪者等が見込まれることから、安全と快適な歩行者空間を確保し、あわせて駅周辺の回遊性と賑わいの向上につなげるため、既存ペDESTリアンデッキを、直接商業施設へアクセスできるよう、延伸する予定となっております。

現在の西口に整備されているペDESTリアンデッキは、高崎駅西口線の一部として県決定されておりますが、管理は高崎市であることから、新たに商業施設へ延伸する部分も含め、ペDESTリアンデッキを高崎市都市計画決定に移行するものです。

計画図の説明ですが、黄色で囲まれたところが現在のペDESTリアンデッキでございます。これを県決定の計画から削除します。それ以外の変更はございません。

スクリーンを御覧下さい。高崎市の計画についてご説明します。

黄色く着色されているところが現在のペDESTリアンデッキでございますが、赤線で示しているところが大型商業施設へアクセスできるよう改修するため、変更となるペDESTリアンデッキの位置でございます。

今回の変更部分につきましては、デッキ幅員を既存の4 mから8 mに拡幅いたします。デッキ幅員につきましては、商業施設がオープンした後のデッキ通行者数を予測・算定し、この人数を基に検討いたしました。

添付図面の図7参考資料又はスクリーンを御覧ください。高崎駅西口線の変更につきましては、公聴会を平成26年12月19日に予定しましたが、公述申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を平成27年1月16日から1月30日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元高崎市長からは2月20日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、第2号議案について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(様子を見て)

(丸山会長)

デッキ部分を外すということではよろしいですかね。それでは、ご意見を伺いたいと思います。

第2号議案について、原案のとおり決定ということで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

続いて第三号議案「伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更（伊勢崎宮郷工業団地）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第3号議案 伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更（伊勢崎宮郷工業団地）について（事務局）

続きまして、第3号議案「伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更 伊勢崎宮郷工業団地 について」ご説明いたします。

それでは、添付図面の図8又はスクリーンを御覧ください。

本議案は、平成25年9月27日付け告示番号391号にて決定しました伊勢崎都市計画工業団地造成事業に関しまして、変更するものです。

今回、変更する箇所は「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域となります。位置としましては、伊勢崎市西部に位置し、国道354号バイパス（東毛広域幹線道路）及び主要地方道高崎伊勢崎線に挟まれた位置にあります。

それでは、お手元の議案書7ページをご覧ください。まず理由から説明させていただきます。

変更理由につきましては「地区境界の測量を実施したところ、区域面積に変更があったため、都市計画の変更を行うものです。なお、今回は区域面積の変更であり、区域の変更はありません。

また、施行者である企業局への進出企業の要望から区画の分割や、水路等を管理するためのスペースを確保するため、区画内道路や水路用地の配置変更を行うものです。

具体的な配置の変更に関しては、後ほど説明させていただきます。

次に計画書の主な変更点について、説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

先ほどの説明させていただきました面積及び公共施設の配置の変更により、宅地の利用計画が変更されております。工業敷地が47.2haから47.0haに変更、公共用地が10.8haから11.2haに変更されています。公共用地は区域内の道路や水路用地となります。

続きまして、開発構想図にて変更箇所の説明をいたします。

スクリーンをご覧ください。

今回の変更としましては、青い線にて示されております位置に、水路の管理用通路を追加設置するものです。これは宅地の利用計画上、公共用地の内その他に分類されており、0.3haの増加となりました。また赤丸1の交差点にスミ切りを設置し、赤丸2及び3については、道路の位置を矢印方向へ若干の修正をいたしました。

添付図面の図9又はスクリーンを御覧ください。今回、地区境界の測量を実施したことによる面積の増加のため、区域の変更はございません。

添付図面の図10又はスクリーンを御覧ください。今回の都市計画の変更に関しては、工業団地を造成する区域の変更がないため、軽易な変更として扱い、公聴会を実施しませんでした。また都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を平成27年2月17日から3月3日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元伊勢崎市長からは3月4日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

第3号議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(原田委員)

面積の変更ですけども、幾らが幾らになったんですか。

(事務局)

こちらが、変更前が5.8が変更後に5.8.2と0.2ヘクタール変わっております。

これは測量した結果ということで、面積の数値が変わったものですので、実際の区域そのものは先ほどの説明のとおり、変わっていないというところでございます。

(原田委員)

変更理由のところに、幾らが幾らになったと一言書いてもらえれば。

(丸山会長)

他にはよろしゅうございますか。

それではご意見を伺います。

第3号議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第四号議案「藪塚都市計画道路の変更（太田藪塚線）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第4号議案 藪塚都市計画道路の変更（太田藪塚線）について

(事務局)

第4号議案「藪塚都市計画道路 3・3・4号藪塚太田幹線の変更について」ご説明いたします。

それでは、添付図面の図1.1又はスクリーンを御覧下さい。

都市計画道路3・3・4号藪塚太田幹線の位置をご説明いたします。藪塚太田幹線は、太田市とみどり市をつなぐ主要地方道太田大間々線バイパスの一部を形成する延長約4,590m、基本幅員25mの都市計画道路です。そのうち、今回変更する区間は、県が整備を進めている主要地方道足利伊勢崎線から北関東自動車道の間のうち、赤色で示した区間の延長約640mになります。

添付図面の図1.2計画図又はスクリーンを御覧下さい。

計画図により変更内容をご説明いたします。変更前の計画をオレンジ、変更後を赤色で示しました。なお、今回の変更対象外で変更しない区間については、青色で示してございます。

今回の変更区間は、主要地方道太田大間々バイパスと北関東自動車道の交差点から南側へ約640mの区間になります。

添付図面の図13標準断面図又はスクリーンを御覧下さい。変更内容についてご説明いたします。

今回の変更は道路幅員の変更となります。本計画区間は、市街地郊外であることから、歩道部分と中央分離帯の幅員を変更するものであります。藪塚太田幹線の歩道幅員は、平成2年の当初決定では植樹帯を確保した4.5mとなっていました。これを、周辺環境を考慮し、植樹帯を設置しない構造とし、道路構造令で定める自転車歩行者道の幅員として、路上施設帯を含めた3.5mに変更します。また、車道幅員は変更しませんが、中央帯幅員を2.0mから道路構造令に基づいた1.75mに変更します。この結果、道路の幅員は25mから22.75mに変更となります。

次に図14（参考資料）またはスクリーンをご覧ください。藪塚太田幹線の変更については、公聴会を平成26年12月18日に予定しましたが、公述申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を平成27年1月6日から1月20日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元太田市長からは2月2日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。以上で第4号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

（丸山会長）

それでは、第4号議案について、ご意見、ご質問があればお願いします。

（田中委員）

変更後と、変更しない区間の青色の接合部分はどうな風になっていますか。

（事務局）

こちらは25mということで、こちら見ていただきますと交差点の所が25mになってまして、22.5mと先ほどの説明させていただいた所が、いわゆる一般部の所が22.5mとなっています。丁度ここからこの間で22.5から25にまた戻すわけなんですけど、こちらの方がですね、交差点が連続してくるものでございますから、交差点の25mの幅員でずっーといきます。ですので、元々25mの幅員ですから、今回変更しないと。この間で標準部から交差点部の幅員に擦りつけをさせていただくということで、接合部は考えております。

（丸山会長）

植樹帯はあるのですか。

（事務局）

こちらのところは、全体的には植樹帯は付けない。要するに交差点幅員として22.5から25へなりますので、植樹帯については同様に設置はいたしません。

交差点がですね、右折レーンを多く付けなくちゃ行けないものですから、真ん中にです

ね一車線分を用意しまして、既設路線で右折レーンと付けるとい形になります。そして、植樹帯を減らして、その分を設置したという。

交差点のところは、右折車線が余分に一車線増えますので、その分を元々 25m の中で収める＝その中で植栽帯も減らして合わせた結果、同じ幅員になったということでございます。

(岩井委員)

先ほど説明で周辺環境を考慮すると言ってたんですけど、どういう環境なんですか。

(事務局)

こちら太田市中心市街地になりますが、段々この外にいくと郊外部になるわけございまして、郊外に行った時にそもそも植栽帯の機能というのは、周辺の環境の維持だとか、沿道の住環境の防音とか暴風だとか、いろいろ機能を持つてるわけなんですけど、今回の区間につきましては、外側にいく郊外は比較的住宅地も沿道にございませんで、そういったところで今回は環境を考慮して、植栽帯は設置をしない方向にさせていただいている考えでございます。

(岩井委員)

北側のところは、上は25m。

(事務局)

そうですね。こちらはまだ南の方から整備を進めておりまして、現在足利伊勢崎線という東西に通っている道路まではほぼ完成しておりまして、その北の所から北関東自動車道から、この間まで今回整備をしているというこの部分について事業と併せて実際に変更させていただくと。今回この先については、都市計画決定上決定はしてありますが、今後の整備という風にはなってくると思います。

(岩井委員)

そうすると、今後その分についてはそこも幅員を狭くするという。

(事務局)

仮の話になってしまいますが、この先を整備するとしたら、そういったことも考慮して変更する場合もあると。そこはまだ方針として、これからなのでちょっと明言はできませんが。この中の周辺環境を考慮しながら、今後決めていくということにはなっております。

(小林委員)

交差点のところの道路幅員の収め方は理解できたんですけど、南側の方の25mと、今回変更になった22.75mのその摺付けは、植栽帯を徐々に減らして行って。

(事務局)

単純に植栽帯は無く、3.5mの歩道幅員は左になっているので、3.5mの歩道を通った形になりますので、あくまでも摺付けするのは、車道部分の右折帯が入る一車線分のところを、幅員としてこの間の中で、摺付けをしていくという形になると。

(小林委員)

青は変更無いんですよね、2.5m南側のところの。そこの標準断面見ると、歩道があって、植栽帯があつてつてなってますよね。

(事務局)

これは変更前でございますので、実際は2.5mの交差点でいくと中央分離帯の例えば接続、こちらに。

(小林委員)

交差点では無くて、交差点では無いんですよね。

(事務局)

交差点が連続して来ますので、この青い区間は交差点が割と密に入ってくるので、そうするとシフト長とかそういうの考えると、交差点間が短いですから、実際交差点幅員のまますと幅員が通っていくというか、その幅員ですとその間は出来ていくということになると考えてます。

(小林委員)

この交差点っていうのは南側の細い道路ありますよね。区画街路の。

(事務局)

ここのこういうとこだとか、この下には絵がないんですけど、こういう縦の交差道路が入ってきますので。

(小林委員)

細い区画街路の交差点ということを書いてらっしゃる。

(事務局)

そうですね、そういった物を含めて。そういった所は交差点形状になってきますので、なかなか分断する。この辺もですね、現在実際には最終的にどういう処理にするかもあるんですけど。

ちょっといいですか。基本的には、今の青い部分につきましては、この辺が密集してきますので、考え方とすると車線数が5車線になるイメージです。ですから植栽帯は付かない。

(小林委員)

今度は付かないと。分かりました。

(丸山会長)

よろしゅうございますか。

それではご意見を伺います。第4号議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第五号議案「館林都市計画道路の変更(北部幹線)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

第5号議案 館林都市計画道路の変更(北部幹線)について

(事務局)

第5号議案「館林都市計画道路の変更3・4・31号北部幹線について」ご説明いたします。

それでは、添付図面の図15又はスクリーンを御覧下さい。

都市計画道路3・4・31号北部幹線の位置をご説明いたします。北部幹線は3・4・33号中野篠塚線との交差点を起点として、館林市との行政界を終点とする延長約3,220m、基本幅員18mの都市計画道路で、全線が国道122号と重複しています。

今回の変更は図の赤色で示した区間になり、鶉土地区画整理事業の区域内となっております。また、町決定案件として、3・5・81号東耕地大^{うずら}山線^{ひがしこうちおおやま}の基本幅員を13mから6mへと縮小し、名称を7・7・1号東耕地線と変更してございますが、今回の変更はこの東耕地線の基本幅員縮小に伴って、交差する北部幹線の交差点延長が縮小するために変更を行うものでございます。

スクリーンを御覧下さい。変更概要をご説明いたします。

図の東西方向の道路が北部幹線、北に延びる道路が町決定の東耕地線となります。また、変更前の計画を黄色、変更後の計画を赤色で示しております。東耕地線の基本幅員を13mから6mに変更することにより、交差点延長が縮小するため、これに伴いまして、交差点の両端部において青字にて「交差点の縮小」と示しております区間の部分だけ、交差点全体の延長が短くなります。

添付図面の図16計画図又はスクリーンを御覧下さい。計画図により変更内容をご説明いたします。先ほどと同じく、変更前の計画を黄色で、変更後を赤色で示しました。先ほどの変更概要でご説明した理由から、北部幹線の交差点両端部において幅員が一部縮小する形での変更となっております。

添付図面の図17交差点計画図又はスクリーンを御覧下さい。

東耕地線の幅員につきましては、当該地区の自動車交通量が減少し、通過交通量を分散

させる必要性が低下していることから、図のとおり縮小してございます。交通量が減少しておりますので、図に示しております滞留長、いわゆる右折レーン延長を50mから30mに変更してございます。

添付図面の図18参考資料又はスクリーンを御覧下さい。北部幹線の変更については、公聴会を平成26年10月6日に予定しましたが、公述申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を平成27年1月9日から1月23日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元邑楽町長からは2月3日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第5号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、第5号議案について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(様子を見て)

(丸山会長)

よろしゅうございますか。それではご質問も無いようですので、意見をお伺いいたします。

第5号議案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、第5号議案についても原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

それでは最後に「三 その他」ですが、事務局から、ご説明をお願いします。

第一七二回都市計画審議会の修正事項について

(事務局)

事務局の方から、その他について一点ご報告をさせていただきます。

ここで、前回第一七二回都市計画審議会にてご審議をいただきました、手元に資料が配っていると思います。こちらの方を御覧下さい。

今回、事前にお配りした資料の上の方においてございます、前回の一七二回の審議会で審議をさせていただきました、第五号議案。こちらのA4の横方向で第一七二回都市計画

審議会第五号議案というA4の資料がございますか。

それでは、説明をさせていただきます。

前回一七二回の審議会でご審議いただきました、第五号議案、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の変更について、議案書の記載に誤りがございましたので、ご報告をさせていただきます。2の都市計画区域に含まれる土地の区域につきまして、右表の中に黄色マーカールでお示しした部分、三夜沢町の一部、それから粕川町中之沢の一部と記載をしておりましたが、これは左の表のとおり、三夜沢町の全域、粕川町中之沢の全域ということで誤りがございました。標記につきましては、ご覧になっているとおりでございますが、市之関町と併せて市之関町、三夜沢町の各全域。それから馬場町、大前田町と併せて標記の方は、馬場町、大前田町、粕川町中之沢の各全域ということで、標記の方はさせていただきます。記載の誤りでございますので、実際の区域、面積等についてはございません。

次に正誤表の2枚目を御覧下さい。右側の方に3. 指定しようとする理由と記載してございました。これは正しくですね、左側の方の3. 変更理由ということでございます。新たに指定するというのではなくて、変更ということでございますので、このように変更させていただいたところでございます。

以上2点の誤りでございました。ご報告させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

(丸山会長)

形式的な答えであります。起案が間違っていたんですね。直させていただきます。その他に何かありますか。

(事務局)

次回、第一七四回審議会の開催についてですが、平成二十七年第二回定例県議会後、6月頃の開催でございます。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(丸山会長)

そういうことでよろしゅうございますか。

(特になし)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして誠に有り難うございました。

(閉会：11：40)

(議事録署名人)
